

剣道の諸活動におけるコロナ感染拡大防止ガイドライン（第1版）

このガイドラインは、剣道・居合道・杖道（以下「剣道」）の諸活動において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために会員の皆さんに守っていただく遵守事項をまとめたものです。

I. 剣道の諸活動（稽古・行事）の共通事項

剣道の諸活動に参加するための条件（参加者）

- ①基礎疾患（糖尿病・心不全・閉塞性肺疾患等）のある人は参加しない。
- ②当日、出発時に検温し、37.5度以上ある場合は参加しない。
- ③当日、熱が37.5度以上なくても体調がすぐれない場合は参加しない。
- ④出発時より、常時マスクを着用する。
- ⑤感染が疑われる人との接触があった場合は参加しない。
- ⑥過去14日以内に、入国制限等の対象国・地域への渡航があった場合は参加しない。

剣道の諸活動を行う為の準備（主催者）

- ①使用施設の決め事（人数制限・清掃基準等）を把握し、それに基づく活動方法を計画する。
- ②全日本剣道連盟（以下「全剣連」）ガイドライン、三重県剣道連盟（以下「三剣連」）ガイドライン、三重県指針及び県・市町教育委員会のガイドラインに沿った活動方法を計画する。
- ③使用施設の出入口に、消毒液を置く。
- ④参加者名簿（付添い・観客含む）を作成し、参加者（連絡先）を把握する。

剣道の諸活動における共通の遵守事項

- ①諸活動毎の具体的決め事（「3密」を避ける・飛沫飛散防止策等の具体的内容）を遵守する。
- ②手洗い・うがい・アルコール消毒をこまめに行う。
- ③熱中症に注意し、休憩・水分補給等を適切に行う。
- ④使用施設の換気を行う。
- ⑤諸活動への参加者が、新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに三剣連に連絡する。

今後の諸活動の予定

以下の予定は、現段階での目安であり、個々の行事により個別に検討し決定する。

フェーズ	内容	時期	補足事項
第1フェーズ	対人稽古の再開	6月10日～	対人稽古の再開ステップは、全剣連ガイドラインを基準に活動団体にて決定（1時間程度の短時間稽古）
第2フェーズ	通常稽古の再開	7月10日～	通常時間での稽古 稽古方法（2P）は、状況を見て再検討
第3フェーズ	県内行事の再開	8月中旬～	行事（大会・審査会・講習会）毎に具体的に再開時期を決定する。
第4フェーズ	県外との交流行事	未定	国内の感染状況を見ながら再開を決定

Ⅱ. 稽古におけるガイドライン

稽古を始める前

- ①参加者は、更衣室の密集をさける工夫をする。(自宅での着替え、更衣室の状況確認等)
- ②参加者は、手洗い・うがい・アルコール消毒を行う。
- ③主催者は、参加者名簿を準備し、参加者が記入する。

稽古方法

1. 基本的事項

- ①対人稽古自粛解除後の稽古の再開スケジュールは、全剣連及び三剣連のガイドラインによる。
- ②通常以上に熱中症対策に注意を払う。(稽古時間・水分補給・換気・温度管理等)
- ③指導者は、稽古方法と注意事項を事前に説明し、参加者に決め事を遵守させる。
- ④原則、保護者・見学者を道場内部に入れない。やむを得ず道場内部で見学させる場合は、2m以上の間隔を取り、マスク着用・私語禁止とする。
- ⑤団体間の交流・出稽古は当面禁止する。

2. 礼法

- ①当面の間、整列時は立礼を推奨する。(床に手をつく座礼は控える)
- ②整列時は密にならないよう間隔を広くとる。

3. 剣道具を付けない稽古：準備運動・素振り・打ち込み・木刀による基本技稽古法等

- ①常時、必ずマスクを着用する。
- ②対面をせず、同一方向を向く。
- ③前後左右2m以上の間隔を取る。
- ④大きな発声はしない。
- ⑤竹刀・木刀の貸し借りはしない。

4. 剣道具を付けての対人稽古

- ①面マスク(通常マスクやスポーツマスクで可)・シールドを必ず着用する。
- ②元立ち間隔は2m以上取る。
- ③掛り手は密集にならないよう間隔を取る。(多人数の場合、2部制などの配慮も行う)
- ④発声は、極力抑制する。
- ⑤原則、鏝ぜり合いや体当たりはしない。鏝ぜり合いになったら、すぐに解消する。

稽古終了後

- ①手洗い・うがい・アルコール消毒を行う。
- ②面マスクは、終了後ビニール袋等に入れて持ち帰り、洗浄又は破棄する。
- ③剣道具・使用済みのシールドはアルコール噴霧などで消毒する。

※三剣連主催の強化稽古・ブロック稽古会・八段受審者稽古会については、別途運営要領を作成し実施する。

※居合道・杖道の稽古については、全剣連の居合道・杖道のガイドラインに従い実施する。

Ⅲ. 行事におけるガイドライン

大会

1. 使用施設の人数制限以内での大会開催及び密閉・密集・密接状態をさける為に以下の内容を検討し実施する

- ①大会要項の見直し…参加人数・参加資格等
- ②期日・時間・会場の検討…午前午後に分けての開催、期日に分けての開催、広い会場利用等
- ③観客の入場制限…入場人数制限、観客席の指定等
- ④選手の待機場所…観客席の活用、選手控え場所の確保等
- ⑤大会役員・大会係員の配置…座席位置の間隔をあける。(二人分以上を一人で使用する等)
- ⑥審判・監督会議等で適切な会議室がない場合は、試合会場での開催や分離開催等を検討する。
- ⑦昼食休憩は、時間を分ける等して座席の間隔を取れるよう配慮する。
- ⑧密閉状態をなくすために、試合会場及び会議室・休憩室の換気を適切に行う。
(換気設備がある場合はその設備を活用し、換気設備がない場合は定期的に扉や窓を開放)

2. 大会参加者は以下の飛沫飛散防止策及び消毒の実施を行う。

- ①大会参加者は、常時マスクを着用する。(試合が終了した選手もマスクは付けたまま)
- ②大会係員は、マスク＋一般仕様のフェイスシールドを使用する。(審判員はマスクのみ)
- ③大会会場入り口には消毒液を置き、参加者は消毒を行う。

3. 試合者等の体調管理

- ①審判員は、試合者の状況を観察しながら審判し、必要に応じ、休憩を取り試合者を休ませる。
- ②試合者は、体調に異常を感じた場合は、試合中は審判員に、待機中は大会本部に申し出る。
- ③試合者以外の参加者が、体調に異常を感じた場合は、大会本部に申し出る。

4. 大会施設の清掃等

- ①大会施設の決め事による清掃方法により大会開始前・大会終了後の清掃を行う。

審査会

上記の大会のガイドラインと同様とするが、「大会」は「審査会」、「試合会場」は「審査会場」「試合者」は「受審者」、「審判員」は「審査員」と読み替える。

講習会

上記の大会のガイドラインと同様とするが、「大会」は「講習会」、「試合会場」は「講習会場」「試合者」は「受講者」、「審判員」は「講師」と読み替える。

※三剣連及び支部・団体主催の大会、審査会、講習会及び全国大会等の予選会については、原則、上記の大会のガイドラインに従い、別途運営要領を作成し実施する。また、審査会においては全剣連の「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン(6月22日付)」にも従って作成する。

※居合道・杖道の大会・審査会・講習会については、原則、全剣連の居合道・杖道のガイドライン及び上記の剣道のガイドラインに従い実施する。

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染状況や感染対策の効果を見ながら適時見直す。